

みやこ町公共下水道排水設備指定工事店指定登録申請要領

1 資格要件

みやこ町に登録をしている下水道排水設備工事責任技術者を1名以上選任可能な人を雇用していること

2 受付期間及び場所

令和8年1月26日（月）～令和8年2月20日（金）

土日祝日を除く8時30分～17時00分

みやこ町役場上下水道課

3 提出書類 ※この順番で提出すること

(1) 指定工事店指定申請書（様式第1号）

(2) 誓約書（様式第2号）：次の各号のいずれにも該当しないことを誓約する

①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

②指定を取り消され、その日から2年を経過しない者

③不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

④精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適切に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

⑤法人であって、その役員のうちに①～③までのいずれかに該当するものがある者

(3) 申請者（代表者）の住民票

(4) 法人の場合は、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

(5) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取り図（様式第3号）

(6) 選任雇用する責任技術者証の写し及び雇用関係を証する書類

※責任技術者証の写しには原本の写しに相違ない旨の但し書きと押印をお願いします。

(7) 工事の施工に必要な機械器具を有していることを証する書類（様式第4号）

(8) 市町村納税証明書（営業所在中市町村に係るもの）

(9) 指定の更新の場合は、指定工事店証（様式第10号）

4 審査手数料 新規 ¥10,000円（申請時に納付）

更新 ¥2,000円（別紙により納付の上、領収書を申請時に持参）

5 保証金 ¥300,000円（交付証受け渡し時に納入）

※新規の場合のみ

6 審査結果の通知 郵送で通知（電話での問合せには応じません）

7 指定工事店証の交付日 令和8年3月16日（月）～令和8年3月27日（金）

様式第1号（第2条、第3条関係）

令和 年 月 日

公共下水道排水設備指定工事店指定申請書

(新規・更新)

みやこ町長 様

申 請 者	ふりがな		
	営業所名		
	所在地		
	電話番号	()	
	ふりがな		印
	代表者氏名		
責任技術者氏名			
責任技術者登録番号			

[添付書類]

- 1 みやこ町公共下水道条例第8条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類(様式第2号)
- 2 申請者の住民票の写し
- 3 法人の場合は、商業登記簿謄本及び定款の写し
- 4 営業所の平面図及び付近見取図(様式第3号)
- 5 責任技術者証(様式第7号)の写し及び雇用関係を証する書類 6 所有機器調書(様式第4号)
- 7 納税証明書
- 8 指定の更新の場合は、指定工事店証(様式第10号)

(注) 指定の更新の場合には、「営業所名」は「指定工事店名」と読み替える。

様式第2号(第2条、第3条、第17条関係)

誓 約 書

公共下水道排水設備指定工事店申請者及びその役員は、みやこ町公共下水道条例第8条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

みやこ町長 様

申 請 者

営 業 所 名

営 業 所 所 在 地

代 表 者 氏 名

印

(注) 新規指定の場合以外は、「営業所」は「指定工事店(商号)」と、「営業所所在地」は「指定工事店所在地」と読み替える。

様式第3号(第2条、第3条関係)

営業所の平面図及び付近見取図

平面図	面積	m^2
付近見取図		

(注)

- 1 平面図は、間口及び奥行きの寸法、机の配置状況等を記入すること。
- 2 付近見取図は、主な目標を入れて分かりやすく記入すること。
- 3 営業所の内部及び外部の様子が分かる写真数枚を添付すること。
- 4 新規指定の場合以外は、「営業所」は「指定工事店」と読み替える。

様式第4号(第2条、第3条関係)

所 有 機 器 調 書

令和 年 月 日現在

種 別	名 称	型 式・性 能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用機械器具」、「管の加工用機械器具」、「接合用の機械器具」の別を記入すること。

みやこ町公共下水道条例（抜粋）

第8条 町長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

- (1) 営業所ごとに、第10条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1人以上選任している者であること。
- (2) 規則で定める機械器具を有する者であること。
- (3) 福岡県内に営業所がある者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 第18条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの